第4次本庄市障害者計画・第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画(案)に対する意見と市の考え方

- 1. 意見等の募集期間:令和6年1月9日(火)~令和6年2月8日(木)
- 2. 意見等の受付人数: 2人 10件 (提出方法の内訳:郵送1人、ファックス1人)
- 3. 提出された意見及び市の考え方

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1	C.	図表 本計画における「障害者」等の定義 器質性精神障害に分類される高次脳機能障害も、例えば「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)」といった表現で計画の対象となることを記してください	本計画における「障害者」等の定義について、以下のとおり修正します。 【修正前】『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、 知的障害、精神障害(発達障害を含む。) 【修正後】『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、 知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)
2	74	(1)相談機能の充実 高次脳機能障害への相談体制の充実について記入してくださ い。	障害のある人に高次脳機能障害のある人も含まれています。 引き続き、障害者基幹相談支援センターを中核とする地域の相談支援体制 の強化に取り組んで参ります。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
3	74	図表 主な取組 ①発達に不安のある子どもやその家族に対する相談の充実 「すきっぷ」を利用したことがあり、専門家の方の心理テストや 療育は役に立ったが、保育園等他機関の連携についての実態が把 握しずらかった。今後は、連携の状況をわかりやすくするようにし てほしい。	発達教育支援センター「すきっぷ」における相談の充実を図って参ります。 また、発達に不安のあるこどもの成長に合わせた適切な相談ができるよう、 保育園をはじめとした関係機関との連携ついて情報共有を図りつつ、こども とその家族に寄り添った支援をして参ります。
4	78	(3)療育・教育の充実 子どもの高次脳機能障害について、支援施策を計画に記してく ださい。	療育・教育の充実に記載しました取組については、こどもの高次脳機能障害 への対応を含めております。 関係機関と連携を深め、一人一人の状況に合わせ、切れ目のない支援を提供 して参ります。
5	79	図表 主な取組 ①保育士、教職員研修の実施 座学だけでなく、必ず事業所等でOJTを入れてほしい。座学のみでは「頑張ってもできない」障害児の現状を理解できず、「やらないとできるようにならない」等の軽率な助言につながり、保護者をかえって追い詰める結果となる。また、教員に対しては、普通級における合理的配慮について考えるよう指導してほしい。普通級(支援なし)か支援級(自立活動必須で支援のしすぎとなる場合がある)の2択とならないよう、小学校の体制も整えてほしい。	保育士、教職員の研修につきましては、今後も、障害児への理解が深まり、より実践に結びつくよう、様々な研修方法等について検討して参ります。 なお、市立小中学校におきましては、教職員に対して合理的配慮についての 研修も実施しております。 また、通常学級、特別支援学級、通級指導教室など、児童生徒の教育的ニーズに合わせて学びの場が選択できるよう、保護者と学校が相談し、合意形成を 図っております。今後も丁寧な教育相談を行って参ります。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
6	79	図表 主な取組 ⑥障害児通所給付事業 親の所得で子どもたちの教育の機会を奪うことがないよう、所 得制限なしの一律のサービスを求める。	所得制限につきましては、国の制度に基づき、適正な運用に努めて参ります。 す。 また、サービスの利用にかかる相談支援体制の強化、関係機関の連携等による人材育成等、障害児通所支援の充実に努めて参ります。
7	95 128	95 ページ (1) 意思疎通・意思決定支援 128 ページ ⑥意思疎通支援事業 失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者 派遣事業について何らかの形で施策を記してください。	障害のある人に失語症の人も含まれています。また、失語症者向け意思疎通 支援事業等は、128ページ上段の説明文中、意思疎通支援事業のうち、「…の 派遣等」の等に含まれています。引き続き障害特性に配慮した意思疎通支援事 業を推進して参ります。
8	99	第6章 障害(児)福祉サービス等の見込みと確保方策(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画) 高次脳機能障害の方への支援について、国の基本指針などに基づいた施策を記してください。	国の基本指針では、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、医療機関等とも連携し支援ニーズ把握することが重要であるとしています。 本市におきましても、支援ニーズの把握に努めるとともに、地域の関係機関と連携し、支援体制を整備して参ります。
9	101	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 この記載を、いずれかのところでは、「精神障害(発達障害及び 高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構 築」としてほしい。	国等で用いている表現で、一般的に利用されているものに統一しております。精神障害の中に発達障害及び高次脳機能障害を含んでいます。 協議の場を設置し、重層的な支援体制を構築して参ります。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
10	115 116 118	115ページ 図表 サービスの利用見込み ①生活介護 116ページ 同表 ⑩短期入所(福祉型)、⑪短期入所(医療型) 118ページ 同表 ②共同生活援助(グループホーム) 国の基本指針に示されているように、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について、個別の利用者数の見込みも記してください。	各項目とも、国の基本指針に示されておりますので、重度障害者について内訳 として記載します。